

2011年7月15日  
郵便事業株式会社

**後納郵便物等の郵便差出箱による引受け（後納ポストイン）の実施**  
～ ポスト（郵便差出箱）に後納郵便物等を差し出すことができます ～

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉 眞一）は、現在、窓口等に差し出していただくことを必要としている後納郵便物等のうち、本サービスの対象郵便物等については、差出票とともに専用ケースに入れて最寄りのポスト（郵便差出箱）に差し出していただくことができる「後納ポストイン」のサービスを平成23年8月1日（月）から開始いたします。

本サービスをご利用いただくことで、書留やゆうパックなど一部の利用対象外としているものを除き、いつでも最寄りのポストから、時間を気にすることなくご利用いただけます。

なお、ご利用いただくためには、本サービスの利用申出書を提出いただくことが必要となりますので、お近くの当社の支店にお尋ねください。

**1 内容**

(1) 概要

当社が貸与（無償）する専用ケースに後納郵便物等差出票と対象郵便物等を入れて、お近くのポスト（郵便差出箱）に差し出していただけるサービスです。

現在、窓口で行っている通数の確認等は、ポストから集めた後、支店で行います。

(2) 主な利用条件（詳細は、当社の支店にお尋ねください。）

ア 利用対象者

料金後納をご利用いただいているお客さま（今後、ご利用いただく方も含みます。）

ご利用いただく場合は、あらかじめ、郵便物等を差し出すポストの取集担当支店に対して、当社所定の利用申出書をご提出いただくことが必要になります。

イ 利用対象郵便物等

○ 対象			×	対象外
定形・定形外 (内国・国際)	速達	ゆうメール		書留 ゆうパック EMS

【注意】上記の対象・対象外は一例です。

ウ その他

専用ケースは、3個を上限として無償で貸与させていただきます。

**2 サービス開始日**

平成23年8月1日（月）（利用申出書の受付は、平成23年8月1日（月）から実施します。）

<参考> サービスフロー

